

岩手大学寄附講義及び提携講義に関する規則

令和 2 年 5 月 2 8 日 制 定

令和 3 年 1 月 8 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手大学(以下「本学」という。)における寄附講義及び提携講義(以下「寄附講義等」という。)の実施について定める。

(目的)

第 2 条 寄附講義等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の自主性及び主体性の下に設置・運営し、もって本学における教育、社会貢献の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附講義 本学で開講される公開講座で、その運営に必要な経費を学外諸機関から岩手大学奨学寄附金取扱規則(以下「寄附金取扱規則」という。)により受け入れる寄附金を持って賄うものをいう。
- 二 提携講義 本学の学部又は大学院で行われる授業のうち、学外諸機関と本学とが提携し、学外諸機関から講義担当者の派遣を受ける講義をいう。
- 三 部局 各学部(附属施設及び附属学校を含む。)、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。
- 四 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第 4 条 寄附講義等には、寄附者等から申し出があったときは、寄附者等が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の手続き)

- 第 5 条 学長は、民間等から寄附講義等の設置に係る経費の寄附の申込みがあったときは、部局長に意見を求めることができる。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、寄附講義等の設置について教育研究評議会に報告の上、設置を決定するものとする。
 - 3 学長は、前項の決定をしたときは、その旨を当該部局長に通知するものとする。

4 寄附講義等が設置された後において、その内容等に大きな変更を加える場合は、前3項の規定を準用するものとする。

(経理等)

第6条 寄附講義等の経費は、寄附金取扱規則の定めるところにより、経理するものとする。

2 寄附講義等の経費は、寄附講義等における事業が実施される全期間にわたって必要な額を一括して受け入れるものとする。ただし、継続して受け入れることが確実な場合には、毎年度必要な額を受け入れることができる。

(存続期間)

第7条 寄附講義等の存続期間は、原則として1年以上5年以下とする。

2 寄附講義等の存続期間は、更新できるものとする。更新の手続きは、第6条第1項から第3項に掲げるところによるものとする。

(秘密の保持)

第8条 寄附講義等の講義を担当する者は、講義運営に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。存続期間終了後も、また、同様とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、寄附講義等の運営に関し必要な事項は、部局長が定め、学長に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月8日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

別記様式第1号(第5条関係)

寄附講義等申込書

令和 年 月 日

岩手大学長 殿

申込者

住所

氏名

(法人にあつては、代表者の職・氏名)

下記のとおり、寄附講義等の設置を申し込みます。

記

- 1 寄附講義等の区分 寄附講義 提携講義
- 2 設置部局
- 3 寄附講義等の名称(案)
- 4 寄附講義等の目的
- 5 寄附講義等の設置期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 寄附講義等の概要
- 7 寄附金額(総額) 円
- 8 その他

注1 「寄附講義等の区分」は、「寄附講義」又は「提携講義」のいずれかをご記入下さい。

注2 「寄附講義等の名称(案)」は、寄附講義等に名称の付与を希望される場合、その名称をご記入下さい。

注3 提携講義に寄附を希望される場合、「7 寄附金額欄」にご記入下さい。